

都島区の



空家で困っていませんか？

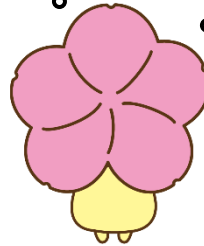


引越した前の家が空家になって、管理できていない。
空家を相続したが、どう処分したらいいか分からない。
空家の問題、相談してみませんか。



解体して
更地にする？

修繕して売る？
それとも賃貸？



大阪市では、空家対策を推進するに当たり、利活用等に関してノウハウを有する(公社)全日本不動産協会大阪府本部及び(一社)大阪府宅地建物取引業協会（以下「各団体」）と連携協定を締結しています。

この協定に基づき、所有者様のご意向があれば、空家の解消に向けた利活用等の方策について、専門家の提案を受けることが可能です。

まずは、区役所の空家担当窓口までご相談ください。

※裏面に続きます。

■空家所有者様へ 必ずお読みください

- 1 各団体から示された提案は、決して履行を強要するものではありません。
- 2 当該物件の状況によっては、所有者様のご意向に沿った提案が困難な場合があります。
- 3 個人情報、本業務の目的以外には利用しません。
- 4 大阪市では、情報提供された空家等情報を事業者へ紹介し、空家所有者様が事業者とご相談いただけるようにいたしますが、当該空家等の適正管理、有効活用及び解消等に向けた相談の域を超えて行われる売買や解体等の交渉・契約については、直接これに関与しません。事業者と十分に話し合ったうえで決めていただきますようお願いいたします。また、契約に関するトラブル等については、当事者間で責任をもって解決をお願いします。
- 5 詳細な調査等を依頼された場合には、**有料**となることがあります。また、事業者との契約締結後は、仲介手数料等が必要となります。調査等を依頼する際に必ず事業者にご確認ください。
- 6 本市と不動産関係団体との間で締結した協定を解除した場合は、空家所有者様と事業者との相談開始以降であっても、本業務を中止することがあります。

【空家等に関する情報提供の流れ】

- ① 空家所有者 ➡ 区役所へ空家の利活用の意向を連絡
- ② 区役所 ➡ 各団体事業者へ①を情報提供
- ③ 事業者 ➡ 区役所に利活用等の提案書を提出
- ④ 区役所 ➡ 空家所有者へ④の提案書を送付(①から概ね2か月後)
- ⑤ 【④の相談がしたい場合】
空家所有者 ➡ 区役所に所有者情報の提供同意書を提出
- ⑥ 事業者 ➡ 空家所有者へ連絡、相談開始

【お問い合わせ先】

都島区役所 市民協働課

住所:都島区中野町 2-16-20 電話:06-6882-9975

